

問

◎安心安全な集落づくりへの把握はしているか
個人で解決できない問題は
◎町民全員がリーダーとして前進するには、
業種を超えた連携が必要では



野口 直次 議員

質問 安心安全な集落づくりに対して。

町長 ①土砂災害及び洪水ハザードマップを各世帯に配布活用し、万が一に備え、各家庭や地域が十分話し合いをして身の安全は自身自身、地域からの助け合いが、災害時に避難誘導の大きな力になる。段階的に避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。避難命令という言葉を聞くことがあるが、法律に基づく避難命令はなく、法律で規定されているのは、勧告と支持のみ。避難準備情報は法律による根拠はないが、自治体の地域防災計画に基づくもので、発令が出たら被害が予想される地域住民、特に高齢者ら避難に時間がかかる人に早めの避難を呼びかけるものです。②荒廃農地、農地管理等、心配ごとは、産業課、農

業委員会等が個々に相談にのってくれるので問い合わせをしてください。③集落内倒壊のおそれのある、樹木や空き家など危険箇所として捉えることができ

るものの、多くは民地である。危険という観点での具体的な数値は町では把握していない。周辺住民の方々、区長からの情報に頼らざるを得ないのが現状。明らかに倒壊の恐れがある状態の場合は、原則として地主に対応をお願いするとともに、処理費用負担は地主、あるいはその関係の方々になる。台風等によって国・県・町道などに交通の支障のある倒木等は公費を支出して対応。空き家対策は、現在のところは、持ち主や各自治会の方々にお願いするほか、防犯上の問題が起きた場合に

は、駐在所に連絡の上対応をお願いする。今年度中に空き家の実態調査を実施。実際生活の中に住民の関係は非常に難しく勝手に行政がやるわけにいかない

ような権利の面が出てくる。どうしてもできない場合は、当然行政に区長を通じて相談に来る中では対処していく。それが全て無料ではないかとと言うと問題がある。実費等いただくような形が、より具体的に進む一つの方法、道路緊急事態は別として長期間問題になっている所はそういう形で対応する以外ないのでは。



万が一裏山の木が倒れたら...

質問 町民全員がそれぞれ分野のリーダーとして前進するために、まちづくり委員会設置は考えていないか。

町長 29年にスタートする第2次川根本町総合計画の準備を来年度から始める予定。町民アンケートやワークショップを開催し意見を十分吸い上げ、条例に従い策定。実施調査・審議するため、総合計画審議会の設置を考えている。

答

- 災害から身を守るため、自助・共助・公助による支援
倒壊のおそれがある樹木や空き家等危険箇所は、民間の関係もあり対応苦慮することも現実に存在
- 第2次町統合計画の中で検討。審議会を設置予定

